

令和7年第12回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和7年12月25日（金） 15時00分
出席農業委員 （18名）	2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一（会長職務代理者） 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫（会長）
欠席委員 （1名）	1番 有村 祐亮
事務局 振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 横山 主 査 堀之内 主任主事 船盛 主 事 富田 主 事 福迫
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地利用変更届」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 8 「買受適格証明願（耕作目的）」について 9 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

開 会 15時00分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和7年第12回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は18名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は3番委員と4番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案等の意見決定をするため審議を求めます。今月は所有権移転6件、中間管理権設定36件の合計42件について、市長から意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が28件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めることとします。事務局。
事務局	議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転6件、筆数6筆、面積10,958㎡、利用権設定36件、筆数72筆、面積159,431㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。この報告に、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第2号「農地利用変更届」について

議長（会長）	次に議案第2号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地利用変更届が3件提出されておりますので審議を求めます。調査員の報告を求めます。 国分1を17番委員
17番委員	2号1番。届出地は上之段地区公民館の南に位置し、現況は田である。利用変更目的は畑にするものである。工事内容は盛土を1mとし、周囲は現状のままとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺2を11番委員
11番委員	2号2番。届出地は宮久自治公民館の南に位置し、現況は畑である。利用変更目的は農業用倉庫135㎡を建築するものである。工事内容は、現況のままで建築するもので、隣接地が息子の宅地であって、その延長上で農業用倉庫を活用すること。また、周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。

議長（会長）	次に、牧園3を6番委員
6番委員	2号3番。届出地は万膳小学校の北東に位置し、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は隣接する地番※※の高さまで盛土をするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	只今の報告にご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が27件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、国分4、5は、議事参与の制限対象ですので、別途審議することといたします。 それでは調査員の報告を求めます。まず、国分1から3を3番委員。
3番委員	3号1番。申請地は上小川小学校の南西に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号2番。申請地は上小川小学校の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号3番。申請地は上小川地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分6、7を10番委員。
10番委員	3号6番。申請地は重久公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号7番。申請地は青葉小学校の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われる

	ため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 8、9 を 17 番委員。
17 番委員	<p>3 号 8 番。申請地は川原浄水場の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 9 番。申請地は川内農山村広場の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分 10 を 18 番委員。
18 番委員	<p>3 号 10 番。申請地は道場口公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人 11 を 5 番委員。
5 番委員	<p>3 号 11 番。申請地は隼人運動場の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人 12、13 を 13 番委員。
13 番委員	<p>3 号 12 番。申請地は小野浜トンネルの西に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 13 番。申請地は小野小学校の南東に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 14 から 18 まで 14 番委員。
14 番委員	<p>3 号 14 番。申請地は小浜小学校の北西に位置し、現況は茶畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは企業として農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 15 番。申請地は石峯地区自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要</p>

	<p>な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号16番から18番は受人が同一であるため併せて報告します。申請地は市営久保山団地の南東に位置し、現況は3筆ともに保全管理地である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川19を2番委員。
2番委員	<p>3号19番。申請地は山ノ口公民館の南東に位置し、現況は田と一部不耕作地である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく横川20、21を16番委員。
16番委員	<p>3号20番。申請地は木浦公民館の北に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号21番。申請地は北園集落センターの西に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園22、23を6番委員。
6番委員	<p>3号22番。申請地は坂下自治公民館の東に位置し、現況は茶畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号23番。申請地は大窪公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。起農計画によると申請者は申請地の近隣に住宅を購入し移住予定であるとのこと。以上です。</p>
議長（会長）	同じく牧園24から26を8番委員。
8番委員	<p>3号24番。申請地は牧園アリーナの西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ</p>

	<p>るため、許可相当と思われる。</p> <p>3号 25 番。申請地は中津川地区公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号 26 番。申請地は横瀬公民館の東に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山 27 を 15 番員。
15 番委員	3号 27 番。申請地は国師公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分4、5を除く議案について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、国分4、5を除く本議案について許可とすることに決定しました。次に、国分4、5を審議いたしますので、17番委員は退席をお願いします。
	〔17番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。国分4、5を3番委員。
3番委員	3号4番と5番は受人が同一であるので一括して報告します。申請地の4番は湊地区コミュニティ広場の南東に位置し現況は田である。5番は国分南小学校の北東に位置し現況は不耕作地である。いずれの申請地にも所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分4、5について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、許可することに決定しました。17番委員の退席を解きます。着席をお願いします。
	〔17番委員着席〕

議長(会長)	17番委員に報告いたします。国分4、5は、許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外1件、用途区分変更2件、合計3件について市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。まず、隼人1を2番委員。
2番委員	4号1番。申出地は鹿児島空港インターチェンジの南に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は農家住宅を建築するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の不許可の例外に該当しないと思われ、転用可能な見込みのある土地でないと思われる。その理由としては、代替地の検討が妥当でなく、除外することで農用地の集団化及び農作業の効率化への支障が懸念されるため、農用地区域の除外要件を満たさないと判断する。また、当申出は、除外に係る6つの要件を満たしていないため、除外は認めがたいと思われる。以上。
議長(会長)	次に、隼人2を12番委員。
12番委員	4号2番。申出地は空港公園の南に位置し、現況は畑である。用途区分変更目的は農業用倉庫及び作業場にするものである。周囲の農地の用排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更をすることで周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないと思われる。以上。
議長(会長)	次に、横川3を16番委員。
16番委員	4号3番。申出地は大住公民館の北東に位置し、現況は堆肥舎及び駐車場である。用途区分変更目的は堆肥舎及び駐車場にするものであるが、既に建設済みである。周囲の農地の用排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更をすることで周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長(会長)	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」につきましては、委員報告のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、委員報告のとおりとすることに決定し、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が6件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。まず、国分1、横川2、福山3まで2番委員。
17番委員	5号1番。申請地は牧神自治公民館の南西に位置し、現況は実行済みである。また、自己保有する隣接宅地278.17㎡、市有財産払下げ決定の道86.97㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1440.14㎡である。なお、昭和52年頃農家住宅、農業用倉庫、通路を建築整備してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、農家住宅1棟、農業用倉庫1棟、資材置場、農業用機械置場にす

	<p>るものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、転用目的の農業用倉庫の建築については一部実行済みでありました。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号2番。申請地は木浦公民館の北西に位置し、現況は実行済みである。なお、平成10年頃植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号3番。申請地は内場集落センターの南東に位置し、現況は実行済みである。なお、平成22年頃農家住宅の宅地拡張をしてしまったと始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、宅地拡張をするものであり、既に実行済みである。また、隣接の宅地499.13㎡を一体利用するもので、全体計画面積は850.13㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分4を3番委員。
3番委員	<p>5号4番。申請地は天降川小学校の北西に位置し、現況は実行済みである。なお、令和7年10月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場にするものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地6.65㎡を一体利用するもので、全体面積は291.65㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分5を10番委員。
10番委員	<p>5号5番。申請地は向花小学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、借家2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地373.15㎡を一体利用するもので、全体面積は541.15㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺6を1番委員に代わり14番委員。
14番委員	<p>5号6番。申請地は溝辺小学校の北西に位置し、現況は実行済みである。なお、平成4年12月頃、通路、資材置場、倉庫にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、通路、資材置場、倉庫1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	調査員の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	<p>全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。</p> <p>つきましては、1月9日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取することといたします。</p>

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条事業計画変更承認申請が4件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。まず、国分1、隼人2を2番委員。</p>
2番委員	<p>6号1番。申請地は道場口公民館の南に位置し、現況は実行済みである。なお、令和5年9月頃建売住宅の区画を変更してしまったという始末書が添付されている。当初転用目的は建売住宅19棟であったが2階建ての予定から平屋へ計画変更したため、19区画を18区画へ区割りを変更する必要が生じたもので、変更目的は建売住宅18棟を建築するものである。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周辺農地の用排水は確保されている。住宅排水は浄化槽を通じ水路へ流す計画であるため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないと思われる。</p> <p>6号2番。申請地は空港公園の南に位置し、現況は実行済みである。当初転用目的は茶工場で変更はないが所有権移転ではなく使用貸借での権利設定となったため変更を届けたものである。なお、農地区分は農用区域内農地の農業用施設等に該当するものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分3、4を10番委員。
10番委員	<p>6号3番。申請地は止上公民館の西に位置し、現況は建売住宅4棟が建築済みである。当初転用目的は建売住宅4棟であったが5棟にするもので、令和7年12月事業変更してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周辺農地の用排水は確保されている。住宅排水は浄化槽を通じ水路へ流す計画であるため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないと思われる。</p> <p>6号4番。申請地は国分北小学校の東に位置し、現況は建売住宅5棟建築済みである。当初転用目的は建売住宅6棟であったが5棟にするもので、令和7年12月事業変更してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周辺農地の用排水は確保されている。住宅排水は浄化槽を通じ水路へ流す計画であるため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。
--------	-------------------------------

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が16件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。まず、溝辺1、福山2を2番委員。
2番委員	<p>7号1番。申請地は市営空港南タウン2の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、事務所を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号2番。申請地は小廻地区公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、黒酢製造用の甕壺置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、国分3から5を3番委員。
3番委員	<p>7号3番。申請地は舞鶴中学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市的環境整備農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号4番。申請地は国分中央公園の南西に位置し、現況は実行済みである。なお、令和6年9月頃駐車場にしてしまったと始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地495.89㎡を一体利用するもので、全体計画面積は561.89㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号5番。申請地は広瀬西公園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地76.66㎡を一体利用するもので、全体計画面積は270.66㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく国分6から8を10番委員。
10番委員	<p>7号6番。申請地は道場口公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する※※番※※を通行するとのことで承諾書が提出されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>7号7番。申請地は重久自治公民館の南東に位置し、現況は不耕作地と一部グラウンドゴルフ</p>

	<p>フ場として利用されている。なお、平成4年8月建売住宅用地として転用許可を受けるなどしたが、様々な理由があり平成5年頃から当該土地は重久公民館からの要望で地域へ貸し付けている状況であると経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸グラウンドゴルフ場及び貸駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 632.26 m²を一体利用するもので、全体計画は 1,894.26 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>7号8番。申請地は霧島市商工会議所の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分9、10を17番委員。
17番委員	<p>7号9番。申請地は上井地区コミュニティ広場の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号10番。申請地は国分南小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分11を18番委員。
18番委員	<p>7号11番。申請地は木原小中学校の北西に位置し、現況は畑で一部植林済みである。なお、年月日不詳で転用許可なしに一部植林してしまつたと顛末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人12から14を5番委員。
5番委員	<p>7号12番。申請地は西瓜川原公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 67.46 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 459.46 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号13番。申請地は市営姫城団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p>

	7号14番。申請地は中道二公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺15を1番委員に代わり14番委員。
14番委員	7号15番。申請地は溝辺小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地等695㎡を一体利用するものでその同意は得られている。全体計画面積は1,270㎡である。超過面積については、駐車場270㎡、崖規制及び法面部分548㎡を除いた宅地面積は452㎡との理由書が添付されています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島16を4番委員。
4番委員	7号16番。申請地は新地自治公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 つきましては、1月9日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取することといたします。

△ 議案第8号 「買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	次に、議案第8号「買受適格証明願」について議題とします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。また、落札後の農地法第3条の許可申請があった場合の扱いについても同時に審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。国分1を3番委員。
15番委員	8号1番。申請地は広瀬生活改善センターの南西と市営西山下団地の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権を設定されていない。申請人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため買受適格者であると思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「買受適格証明願」については、買受適格者であるとの報告ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定しました。

△ 議案第9号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長(会長)	次に、議案第9号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について議題といたします。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。これについては事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	議案第9号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について説明いたします。農地法第30条第1項の規定に基づいた農地の利用状況調査の結果、既に森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地は、地目田、469筆、面積353,897.80㎡、内訳として農振農用地内32筆、29,667㎡、農振農用地外437筆、324,230.80㎡、地目畑、506筆、面積439,655.63㎡、内訳として農振農用地内は55筆、84,457㎡、農振農用地外は451筆355,198.63㎡、合計で975筆、面積793,553.43㎡、内訳として農振農用地内87筆、114,124㎡、農振農用地外888筆679,429.43㎡となりましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長(会長)	事務局からの説明が終わりました。只今の説明につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
9番委員	議長
議長(会長)	9番委員。
9番委員	非農地判断が昨年と比較し、かなり多い面積であると感じました。令和6年度との比較をしてみました。前年は469,486㎡、今年は793,533.43㎡で比較すると169.0%の実績、特徴としては農振農用地外が大幅に増えていて、田で246%、畑が244.8%、合計では245.4%の実績であり、概ね同じような割合で判断をしたということだと思われまます。昨年と比較し非農地判断が拡大したという傾向等がわかりましたら事務局からの説明をお願いしたいと思います。
議長(会長)	事務局。
事務局	今年の農地利用状況調査は、事前に事務局の方で調査していただきたい農地をピックアップし、皆さんにリストとして見ていただきました。調査は担当地区内を委員、推進委員の方々に3か月という多忙で短い期間に実施していただくものでありますが、リストを基に重点的に見ていただいたところ、不耕作地等が目について、しっかり判断された実績ではないかと考えております。
9番委員	議長
議長(会長)	9番委員。
9番委員	調査の結果、判断であるので、調査が正しく行われたかもしれないということで理解しました。
議長(会長)	他ないでしょうか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第9号「農

	地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」につきましては、原案のとおりとすることに、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりとすることに決定いたしました。以上で、令和7年第12回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。次に、「その他」はありますか。
事務局	議長。
議長(会長)	事務局。
事務局	本総会の準備段階において、令和7年第6回定例総会議案第4号2番は、除外したと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続農地としていたものが、第3種農地の都市的環境整備農地であること、第8回定例総会議案第4号1番については、除外したと仮定した場合、申請地は第1種農地の集落接続農地としていたものが、第1種農地の集落接続農地及び第3種農地の都市的環境整備農地に該当することがそれぞれ判明いたしましたので、委員会へ報告しますとともに、決裁のうえ市長に対し答申自体は変わりませんが、それぞれの細部の訂正を行った上で答申内容を再送することといたします。以上です。
議長(会長)	事務局の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご意見、ご質疑等ないようです。その他ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ないようですので、以上で令和7年第12回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 16時20分